

7 手引き・事例集に関する問合せ先等

(平成14年6月現在)

国土交通省 大臣官房技術調査課
工事入札契約関係担当 課長補佐
TEL: 03 - 5253 - 8111 (内線 22334)

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室
研究室長 または
工事入札契約関係担当 主任研究官
TEL: 0298 - 64 - 2211 (内線 3771
または3775)

国土交通省 東北地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL: 022 - 225 - 2171 (内線 3120)

国土交通省 関東地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL: 048 - 601 - 3151 (内線 3120)

国土交通省 北陸地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL: 025 - 266 - 1171 (内線 3120)

国土交通省 中部地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL: 052 - 953 - 8131 (内線 3120)

国土交通省 近畿地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL : 06 - 6942 - 1141 (内線 3120)

国土交通省 中国地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL : 082 - 221 - 9231 (内線 3120)

国土交通省 四国地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL : 087 - 851 - 8061 (内線 3120)

国土交通省 九州地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL : 092 - 471 - 6331 (内線 3120)

国土交通省 北海道開発局
事業振興部 工事管理課 工事評価管理官
TEL : 011 - 709 - 2311 (内線 5484)

内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技術管理官
TEL : 098 - 866 - 0031 (内線 3115)

8 参考：標準ガイドライン（全文）

工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン

[公共工事発注省庁申合せ]

本標準ガイドラインは、公共工事発注機関が総合評価落札方式により入札する場合の事務処理の効率化等に資するため、大蔵大臣と協議を整えた各省各庁の長の定めとともに、運用上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめたものである。

第1 各省各庁の長の定め（大蔵大臣協議）

適用範囲

以下の工事（設計施工一括発注を含む。）に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- 1 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額等」という。）並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると当該工事に係る契約に関する事務を管理する大臣（以下「大臣」という。）が認める工事
- 2 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事
- 3 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事

落札方式

- 1 入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
 - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 入札に係る性能等が、入札公告及び入札公示（これらに係る入札説明書又は技術資料作成要領を含む。以下「入札公告等」という。）において明らかにした性能等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
 - (3) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（必須とされた項目ごとに設定した最高得点の合計）を、予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定

される補償費等の支出額等を加算した価格)で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回っていないこと。

- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

総合評価の方法

- 1 性能等の評価方法については、次のとおりとする。
 - (1) 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
 - (2) 必須とする項目については、各項目ごとに最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、最低限の要求要件を超える部分について評価に応じ得点を与える。
 - (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目ごとに評価に応じ得点を与える。
 - (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
 - (5) 補償費等の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。
- 2 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格(補償費等の支出額等を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格)で除して得た数値をもって行う。

その他

この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入札公告等において明らかにするものとする。

第2 総合評価に関する手引き

一般的事項

- 1 技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書等において明らかにするものとし、この旨入札公告等において明記するものとする。
- 2 公共工事発注機関は、技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類(以下「仕様書」という。)及び総合評価に関する書類(以下「総合評価基準」という。)において定める場合にあつては、入札説明書等の一部として、これらを入札参加希望者の要請に応じ速やかに交付する。

技術的要件

- 1 技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、入札説明

書等（仕様書を含む。）において明らかにするものとする。

- 2 技術的要件は、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- 3 必須の要求要件については、公共工事発注機関が実際に必要とする最低限の内容に限るものとする。
- 4 必須以外の要求要件については、総合評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としないものは記載しない。
- 5 技術的要件は、定量的に表示し得るもの（性能等を数値化できるもの）は数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

評価基準

- 1 入札の評価に関する基準は、評価項目、得点配分（基礎点及び評価に応じて与えられる得点（以下「加算点」という。））、その他の評価に必要な事項とし、入札説明書等（総合評価基準を含む。）において明らかにするものとする。
- 2 評価項目及び得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- 3 工事における必要度・重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のないものは評価しないものとする。
- 4 必須の評価項目であっても、工事における必要度・重要度に照らし、最低限の要求要件を満たしていれば十分であり、当該要求要件を超えていても評価する必要がないものは、加算点の対象にしないものとする。
- 5 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目ごとにその旨を明記するものとする。
- 6 必須とする評価項目及びそれ以外の評価項目の各評価項目ごとに、入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点（基礎点を含む。）の関係を明らかにするものとする。
- 7 基礎点合計と加算点合計との配点割合は、工事及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。
- 8 基準評価値は、予定価格の算出の前提となる状態（予定価格を算出する際に設定する諸条件を満たす状態）で想定される得点を、予定価格で除した数値であり、補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。
- 9 予定価格は、当該工事において目標とする技術的要件（必須とする評価項目ごとに設定した最高得点を与える状態。以下「目標状態」という。）を前提として算出することとし、その算出に当たっては、目標状態の工事価格を算出する方法、

あるいは必須とする評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する工事価格に、目標状態までに必要な価格を加算する方法等が考えられ、各公共工事発注機関が工事ごとに設定するものとする。

10 評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおりである。
なお、具体的な評価項目を設定する場合には、その項目は当該工事に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは、評価項目の対象としないものとする。

(1) 総合的なコストに関する事項

ライフサイクルコスト

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。

その他

補償費等の支出額等を評価する。

(2) 工事目的物の性能、機能に関する事項

性能・機能

初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能、機能の評価する。

(3) 社会的要請に関する事項

環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染、景観を国の利害の観点から評価する。

交通の確保

交通への影響（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等）を国の利害の観点から評価する。

特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する。

省資源対策又はリサイクル対策

省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点から評価する。

評価

1 入札の評価は、入札説明書等（仕様書及び総合評価基準を含む。）に基づいて行うものとし、入札説明書等に記載されていない性能等は評価の対象としない。

2 性能等の評価は、当該公共工事発注機関による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札者に共通の基準で行うこととし、特定の入札者の評価に特定の方法を用いないものとする。

必要に応じ、入札前に施工計画、試験結果等の提出を求め、資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札説明書等において明らかにするものとする。

3 必須の評価項目については、入札説明書等（仕様書を含む。）で示した最低限

の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。合格とされたものについては、入札説明書等（総合評価基準を含む。）に基づき基礎点及び加算点を与える。

- 4 必須以外の評価項目については、入札説明書等（仕様書を含む。）に記載された必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書等（総合評価基準を含む。）に基づき加算点を与える。
- 5 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。
- 6 入札者の提示する性能等の評価に当たり、実地試験等を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を入札説明書等において明らかにするものとする。

その他

1 落札結果等の記録及び情報提供

(1) 総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後になるべく早期に公表する。特に、技術的要件の審査結果については、各評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札者の苦情等に適切に対応するものとする。

(2) 落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）を提供する。

2 評価内容の担保

(1) 落札者の提示した性能等については、全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。

(2) 工事の監督・検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。

なお、工事の検査において、契約書に記載してある評価した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、評価した性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する旨を契約書において明らかにする。

(3) 評価する項目の性格から、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書等において明らかにし、契約書に記載するものとする。再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び契約書において、再度の施工の義務及びその内容を明らかにする。

3 不落となった場合の取扱い

再度入札を実施しても落札者が決定しない場合の随意契約においても、第1・1に示す考え方に従い契約を行うものとする。

9 参考：「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（建設省厚契第 32 号，建設省技調発第 147 号，建設省営計発第 132 号，平成 12 年 9 月 20 日）

建設省厚契発第 3 2 号

平成 12 年 9 月 20 日 建設省技調発第 1 4 7 号

建設省営計発第 1 3 2 号

建設大臣官房地方厚生課長

総務部長

建設大臣官房技術調査室長 から 各地方建設局 企画部長 あて

建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

営繕部長

建設業者から性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共事業の質を高めるため、「一般競争入札方式の実施について」（平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚契第 260 号）による競争参加資格確認資料又は「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚契第 264 号、建設省技調発第 132 号）による技術資料の提出に併せて、設計及び施工方法等に関する提案を募集し、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に係る手続を定めたので、下記事項に留意の上、実施されたい。

なお、本手続により総合評価落札方式を実施する場合には、事前に本省担当課と協議されたい。

記

1 適用する工事の範囲

一般競争入札方式又は公募型指名競争入札方式の対象工事であって、以下の工事（設計施工一括発注方式を含む。）に該当する場合に適用する。

- (1) 入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

2 募集手続

一般競争入札方式における入札公告または公募型指名競争入札方式における技

術資料収集に係る掲示を行う際に、総合評価落札方式である旨及び性能等の要求要件、評価基準、並びに発注者が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、標準案と異なる設計及び施工方法等に関する提案（以下「V E 提案」という。）を求める旨を明示するものとする。

また、V E 提案は、資料の提出の際に併せて提出するものとする。

3 手続に要する日数

別紙に示す日数を参考とするものとする。

4 提案の提出

(1) 提案を求める範囲

V E 提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、「総合評価落札方式の実施について」（平成 12 年 9 月 20 日付け建設省厚契発第 30 号）に示す落札方式及び総合評価の方法によって、発注者に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。

(2) 提案を求める部分の位置づけ

V E 提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。

(3) 提案の提出方法

入札者は、V E 提案を行う場合、その内容を明示した設計及び施工計画書（以下「技術提案書」という。）を提出するものとする。なお、入札者は、V E 提案が適正と認められない場合において標準案に基づいて施工する意志がある場合、標準案による施工計画を併せて提出することができるものとする。

5 技術資料作成説明会の開催

地方建設局長は、必要があると認められるときは、技術資料作成説明会を実施することができるものとする。

6 資料のヒアリング

地方建設局長は、必要があると認められるときは資料のヒアリングを実施することができるものとする。

7 提案の審査及び採否の通知

V E 提案の審査及び採否の通知の手続については、入札時 V E 方式（「一般競争入札方式における入札時 V E 方式の試行について」、平成 10 年 2 月 18 日付け建設省厚契発第 9 号、建設省技調発第 36 号、建設省営計第 15 号あるいは「公募型指名競争入札方式における入札時 V E 方式の試行について」、平成 10 年 2 月 18 日付け建設省厚契発第 10 号、建設省技調発第 37 号、建設省営計第 16 号）の手続に準じて行うものとする。

8 総合評価の方法及び落札者の決定

「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)によるものとする。

9 提案内容の保護

VE提案内容の保護については、入札時VE方式(「一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について」、平成10年2月18日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第36号、建設省営計第15号あるいは「公募型指名競争入札方式における入札時VE方式の試行について」、平成10年2月18日付け建設省厚契発第10号、建設省技調発第37号、建設省営計第16号)の手續に準じて行うものとする。

10 責任の所在とペナルティ

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと、また、性能等に係わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書又は技術資料作成要領及び契約書に記載するものとする。

11 入札公告又は技術資料収集に係る掲示等に明示する事項

提案を募集する場合においては、入札公告又は技術資料収集に係る掲示及び入札説明書又は技術資料作成要領に次の事項を加える。

(1) 入札公告又は技術資料収集に係る掲示

当該工事が、総合評価落札方式による工事であること

VE提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した技術提案書を提出すること。VE提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案により施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

VE提案の採否については、競争参加資格の確認に併せて通知すること。

資料作成説明会を実施すること。(資料作成説明会を開催する場合)

資料のヒアリングを実施すること。(資料のヒアリングを実施する場合)

提案で求める性能、機能、技術等の要求要件および評価基準

総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 入札説明書又は技術資料作成要領

(1) の内容の詳細

VE提案等は競争参加資格の確認に反映されること。またその審査に当たって、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。

VE提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。その際、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すること。また、VE提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者はVE提案が適正と認めら

れなかった理由に対して、理由の説明要求及び苦情申し立てを行うことができるものとする。

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

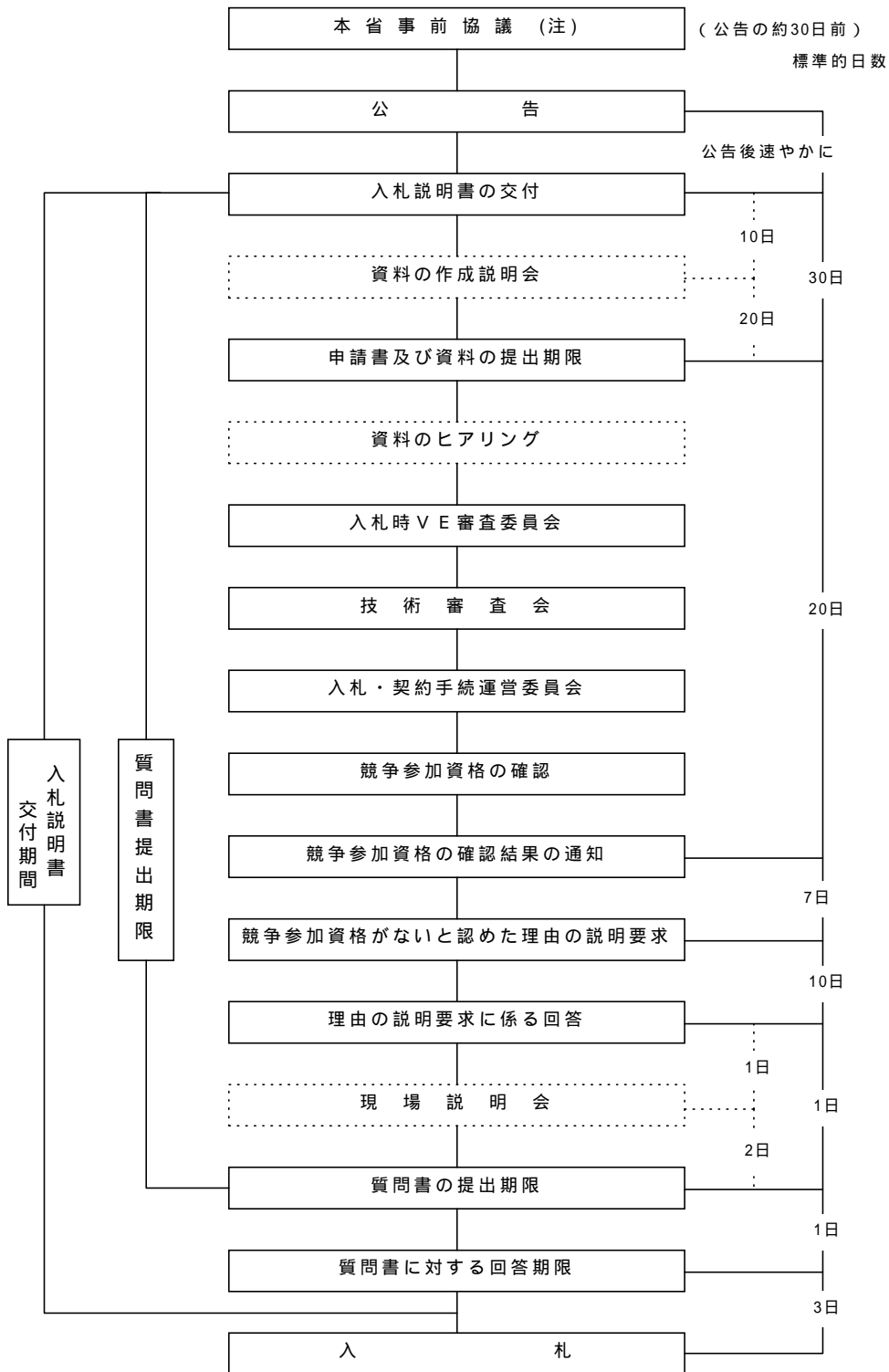
VE提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。

本省事前協議は、平成 14 年 6 月 13 日付け通達（「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（国地契第 12 号，国官技第 58 号，国営計第 33 号））によって、現在は実施不要となっている。

(別紙)

総合評価方式の手続（一般競争入札方式の場合）

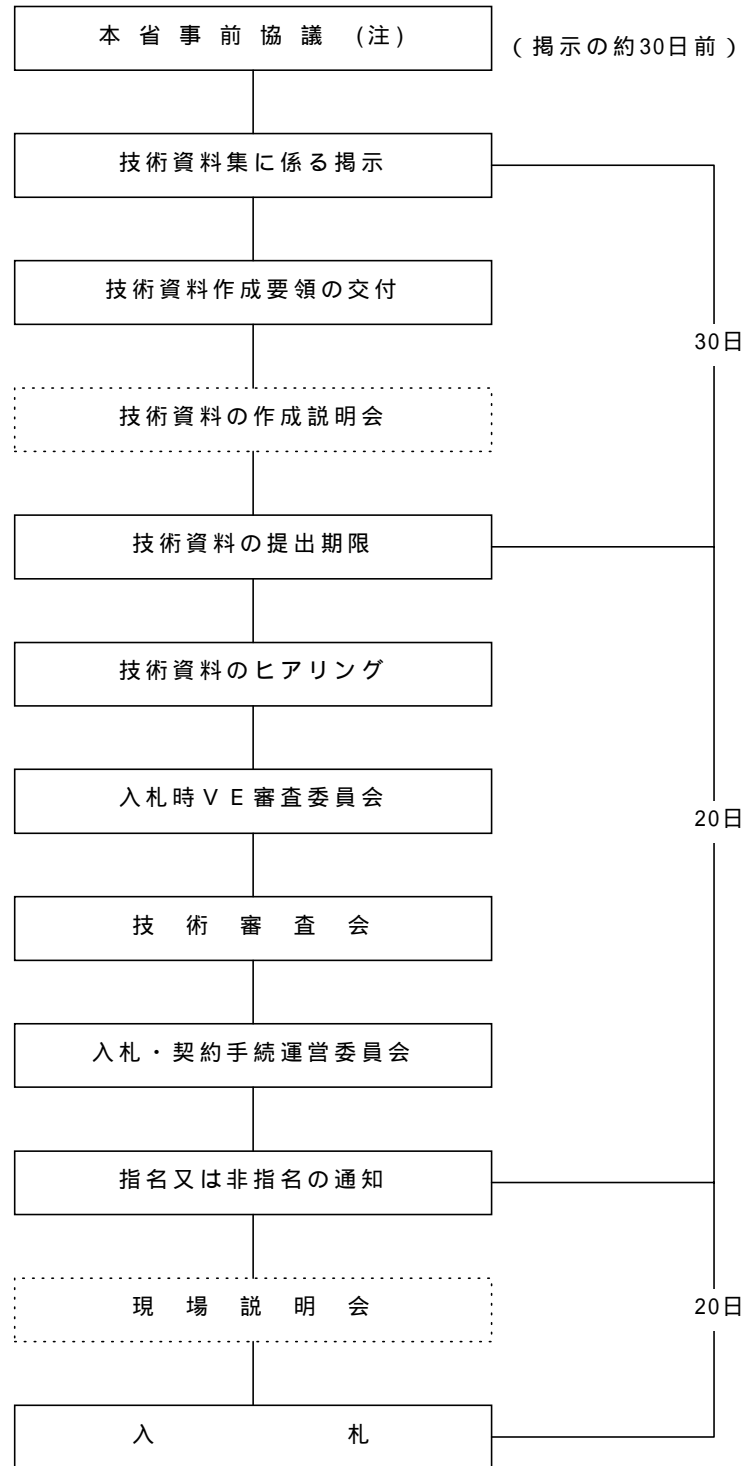


は、土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

(注)本省事前協議は、平成14年6月13日付け通達(「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国地契第12号,国官技第58号,国営計第33号))によって、現在は実施不要となっている。

(別紙)

総合評価方式の手続（公募型指名競争入札方式の場合）



上記の日数は、標準的日数である。

(注)本省事前協議は、平成14年6月13日付け通達(「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国地契第12号,国官技第58号,国営計第33号))によって、現在は実施不要となっている。

10 参考：「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（国地契第12号，国官技第58号，国営計第33号，平成14年6月13日）

国地契第12号

平成14年6月13日 国官技第58号

国営計第33号

大臣官房地方課長

総務部長

大臣官房技術調査課長 から 各地方整備局 企画部長 あて

大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

営繕部長

工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について

標記に関しては、「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）に基づき実施しているところである。

入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、国にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であると期待されるとともに、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本の整備、民間の技術開発の促進に寄与するものと期待されることである。

そこで、総合評価落札方式のより一層の適用性の拡大を図るとともに、事務の合理化に資するよう、総合評価落札方式により入札する場合の性能等の評価方法について、下記のとおり当面の運用試行案をとりまとめたので、適切に実施されたい。

記

1. 性能等の評価方法に関する運用試行案

(1) 対象工事

「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設業技調発第147号、建設省営計発第132号）（以下「手続き通達」という。）に基づき行われる工事で、標準ガイド第1-1(1)において設定する全ての評価項目が、必須以外の評価項目である工事とする。

(2) 標準ガイド第2-4により、必須以外の評価項目について加算点を与える際、入札説明書等に記載された要求要件を満たしている場合に与える点数を、以下において標準点と言い、標準点以上に加算する点数を加算点と読み替えるものとする。

(3)標準点と加算点との配点割合

標準ガイド第2 2においては、「評価項目及び得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき適切に設定するものとする。」とされている。

上記(1)の対象工事に係る性能等の評価手法については、上記標準ガイドの主旨を踏まえつつ、直接、配点割合を設定する方式により行うものとする。

この場合、当面、標準的には標準点を100点、加算点を10点とし、工事の内容等に応じて加減するものとする。

(4)加算点の評価方式

評価項目の加算点の評価方式は、標準ガイド第2 5に従い、性能等を数値化できるものについては下記 によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては下記 又は のいずれか適切なものによるものとする。

評価項目が複数ある場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、標準的には加算点が10点となるよう各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に10点を、最低限の要求要件を満たす性能などの数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、優/良/可で評価、判定する方式。

この場合、標準的には、それぞれに10/5/0点を付与するものとする。

順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に10点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

2. 性能等の評価方法に関する運用にあたっての留意事項

性能等の評価にあたっては、標準ガイド第2 6において、入札説明書等に各評価項目毎に、入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点(標準点を含む)の関係を明らかにすることとされていることに留意すること。

3. その他

(1) 今後、国土技術政策総合研究所において実施事例を収集、評価し、必要に応じて

標準的な配点割合を見直すものとする。

- (2) 地方整備局長が、標準ガイドに従い総合評価落札方式を実施する工事を選定した場合は、標準ガイド第1-1の大臣が認める工事と見なすものとする。また、手続き通達において、総合評価落札方式を実施する場合、事前に本省担当課と協議することとしているが、地方整備局において特段の事情がある場合を除き、事務合理化の観点から事前協議を廃止する。

1 1 参考：「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）」
（自治行第3号，平成11年2月17日）

自治行第3号
平成11年2月17日

各都道府県知事 殿

自治事務次官

地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第25号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成11年自治省令第4号）は、平成11年2月17日公布され、同日施行されました。

今般の改正は、最近における経済事情、規制緩和の推進の要請等にかんがみ、地方公共団体が競争入札により契約を締結する場合において、価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする、いわゆる総合評価方式を導入することができることとするとともに、公共工事に要する経費について、地方公共団体が現行の前金払に加えて追加的に前金払をする、いわゆる中間前金払をすることができることとする内容をその内容とするものです。

貴職におかれては、その施行について、今回の改正の趣旨にのっとり、下記事項に留意の上、遺憾のないよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

改正の内容

1 契約に関する事項

(1) 普通地方公共団体の長は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の10の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするすることができるものとすること。

（令第167条の10の2第1項、令第167条の13関係）

(2) 普通地方公共団体の長は、(1)により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認めるときは、(1)にかかわらず、その者を落札者とせず、

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができるものとする。

(令第167条の10の2第2項、令第167条の13関係)

(3) 普通地方公共団体の長は、(1)及び(2)により落札者を決定する競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならないものとする。

(令第167条の10の2第3項、令第167条の13関係)

(4) 普通地方公共団体の長は、総合評価競争入札を行おうとするとき、総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、以下に掲げる学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

なお、この場合、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと。

総合評価競争入札を行おうとするときは、総合評価競争入札によることの適否について学識経験を有する者

総合評価競争入札において落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものの決定について学識経験を有する者

落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について学識経験を有する者

(令第167条の10の2第4項、令第167条の13、地方自治法施行規則(以下「規則」という。)第12条の3関係)

(5) 普通地方公共団体の長は、一般競争入札に係る総合評価競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について令第167条の6第1項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならないものとする。

(令第167条の10の2第5項関係)

(6) 普通地方公共団体の長は、指名競争入札に係る総合評価競争入札(以下「総合

評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について令第167条の12第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び同条第3項において準用する令第167条の6第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならないものとする。

(令第167条の12第4項関係)

2 支出に関する事項

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であって以下の要件に該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費については、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り前金払をすることができるものとする。

工期の2分の1を経過していること。

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(令附則第7条、規則附則第3条第2項関係)